

## 提 出 書 類 等 一 覧

制限付一般競争入札参加資格審査申請書のほかに、次に掲げる書類を提出してください。

区 分	備 考
2-(4) 北海道内に事業所を有すること。	事業所申出書
2-(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。	当該石油製品販売業届出書の写し
2-(6) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。	当該揮発油販売業者登録通知書の写し
2-(7) 釧路警察署から半径5km以内において給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。	給油所一覧表I (位置関係の分かる地図を添付)
2-(8)、(9) 指定する地域内において給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。	給油所一覧表II
2-(10) 釧路警察署から半径5km以内において日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能のこと。ただし、令和9年1月1日を除く。	給油所一覧表III 又は 日曜日、土曜日及び休日に給油が可能なことを記載した書類 (いずれかの書類提出であっても、位置関係の分かる地図を添付)

※ 提出を受けた書類・資料等は返却しません。

**【提出期限：令和8年3月2日（月）】**